

今年も残すところあと2ヶ月を切り、そろそろ「年末調整」の関係書類が手元に届く頃かと思います。そこで今回は年末調整についての説明と、今年10月に加わった社会保険控除・小規模企業共済掛金の「控除証明書」電子化についてご紹介いたします。

年末調整とは

年末調整とは、一人一人の毎月の給与から源泉徴収した1年間の税額の合計額と、1年間の給与総額から算定した納めなければいけない年税額を比べ、その過不足を精算するための手続きのことを「年末調整」と言います。

社会保険料控除・小規模企業共済掛金控除の「控除証明書」電子化

現在、国として年末調整業務の電子化を推奨しており、2020年以降、生命保険や地震保険などの控除証明書、住宅ローン控除証明書などが電子データで提出可能になりました。加えて2022年10月1日以降、社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除の「控除証明書」の電子データ提供も新たに可能となりました。

また、電子データの詳しい取り扱いについては下記の国税庁のホームページを参照ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kakutei/koujyo.htm>



よくあるQ&A

Q 今年からふるさと納税を始めたのですが、年末調整の控除で使えるのでしょうか？

A 年末調整ではふるさと納税を取り扱うことはできません。ふるさと納税などの寄付金は、1月1日から12月31日までに支払った総額で計算しますが、多くの会社で年末調整は事務スケジュールの都合上、12月の給与日あたりに行われるため、ふるさと納税の集計が間に合いません。

そのため、年末調整ではなく、基本的には確定申告を行なう必要があります。詳しい詳細については各自治体にてお問合せください

引用：

<https://www.number-1zh.jp/column/1285/>

Q 妻や子が契約者の生命保険は生命保険料控除の対象となりますか？

A 妻や子が契約者でも、夫が支払った保険料であれば夫の生命保険料控除の対象となります。

控除対象の生命保険は、自分が締結した契約に限らず、給与の支払いを受ける人が保険料を支払ったことが明らかであれば、控除の対象とすることができます。

ただし、その保険金の受取人が給与の支払を受ける人または、その配偶者その他の親族である場合に限り、控除の対象となります。

引用：

https://keiriplus.jp/tips/nenmatsuchosei_qanda/

